

競争入札参加有資格業者の指名停止措置について

標記の件について、取手市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要領に定めるところにより、下記のとおり指名停止します。

(独占禁止法違反行為)

(令和8年3月10日作成)

登録 番号	商号又は名称、代表 者名及び本社所在地	指名停止の 期 間	措置要領 該当条項	指名停止の理由
3008 5075	株式会社 トーニチコン サルタント 代表取締役 横井 輝明 東京都渋谷区本町1-1 3-3	令和8年3月11 日から 令和8年6月10 日(3カ月)	別表第2 (独占禁止 法違反行 為) 第4号	(株)トーニチコンサルタ ントは、特定跨線橋点検等 業務に関し、独占禁止法第 3条の規定に違反する行 為を行っていたとして、令 和7年12月19日、公正取引 委員会から排除措置命令 及び課徴金納付命令を受 けた。